

令和7年度長崎県オンラインUIターン就職フェア開催等業務委託 入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名

令和7年度長崎県オンラインUIターン就職フェア開催等業務委託

(2) 仕様

別添「令和7年度長崎県オンラインUIターン就職フェア開催等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月19日まで

(4) 履行場所

日本国内

(5) 入札及び開札の日時及び場所

〔日時〕 令和7年7月7日（月）11時00分開始

〔場所〕 長崎県庁行政棟6階601会議室（長崎市尾上町3番1号）

- ・ 電送及び郵送による入札は認めません。
- ・ なお、入札及び開札の当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に2の（1）の部局へ確認してください。

(6) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面（第8号様式）にて提出してください。提出はメールまたはFAXとし、必ず到達確認を行ってください。

〔提出場所〕 長崎県産業労働部 未来人材課 県外人材対策担当

メールアドレス：s05590@pref.nagasaki.lg.jp

FAX:095-895-2582

〔提出期限〕 令和7年6月20日（金）17時00分

※回答については、令和7年6月24日（火）までに県ホームページ（入札・調達情報＜業務委託・賃貸借契約等＞）にて回答します。

(7) 入札書の記載方法

ア 入札書（第5号様式）及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額。）を入札書に記載してください。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。

エ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができません。

オ 入札者が代理人である場合は、適正な委任状（第7号様式。委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。また、入札書には代理人の記名押印が必要です。

※ 入札書、入札用封筒、委任状は第5号様式～第7号様式をご利用ください。

【注意事項】

- ・ 入札書は封筒に入れ、会社名、業務名を記入し提出して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は、長崎県知事 大石賢吾として下さい。

(8) 技術提案書の作成方法

別添の「技術提案書作成要領」を参照のこと。

(9) 技術提案書の審査

ア 提出書類

入札参加者は、「技術提案書作成要領」に基づき技術提案書等を作成し、「落札者決定基準」に基づき審査を受けなければなりません。

イ 提出期限及び場所

〔期限〕令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時まで

ただし、持参する場合の受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時まで（午前 12 時から午後 1 時までを除く。）とします。

〔場所〕長崎県産業労働部未来人材課（長崎市尾上町 3－1）

ウ 提出方法

- ① 技術提案書は提出場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達に記録が残るものに限る。）してください。FAX 又は電子メールによる提出は認めません。また、技術提案書を郵送する場合は、包装の表に「技術提案書在中」と明記してください。
- ② 理由のいかんによらず、技術提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできません。

エ 取扱い

- ① 入札参加者は、その提出した技術提案書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- ② 提出された技術提案書等の返却は行いません。

オ 技術提案書の審査

- ① 提出された技術提案書は、「落札者決定基準」に示す評価基準に基づき、提案に係る事項の確実性に留意して、長崎県において審査し、合格（全ての評価項目が基礎点を満たしている場合をいう。）した技術提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とします。
- ② 提出された技術提案書等により、提出者による各者 25 分程度のプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、令和 7 年 7 月 2 日（水）に対面又はオンラインでの実施を予定しており、入札参加資格申請締め切り後に、提案者に対し、別途、時間と場所等を連絡します。なお、時間配分は、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分とします。
- ③ 技術提案書の審査結果は、開札日の前日までに、入札参加者に通知します。

(10) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

- ① 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 5 以上の金額を、納付して下さい。
- ② 入札保証金を納付する場合は、令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時までに、入札保証金納付申出書（第 9 号様式）により、2 の（1）の部局へ申し出て下さい。「保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書」を送付しますので、入札開始日時までに最寄りの公金取扱銀行で納付して下さい。納付後、入札開始日時までに、銀行の領収印が押された領収証の写しを提出して下さい。なお、落札者とならなかった者が納付した入札保証金は、入札終了後、納付者の還付請求に基づき還付しますが、入札日当日の還付はできませんのであらかじめご了承下さい。
- ③ 次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとします。
 - ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - ・ 入札日の前日から前々年度（令和 5 年度）までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その契約を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

※契約を証明するものとは、締結した契約書等の写しとします。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出してください。

- （a）3,000 万円以上
- （b）3,000 万円未満 1,000 万円以上
- （c）1,000 万円未満

- ④ 入札保証金の免除手続きは、令和 7 年 6 月 27 日（金）17 時までに入札保証金免除申請書

- (第10号様式) 及び必要書類を2の(1)の部局へ持参若しくは郵送(必着)して下さい。
- ⑤ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができません。

【注意事項】

- ・ 入札保証金は、契約希望金額(入札金額+消費税相当額)の5%以上の額が必要です。
例えば、1,000千円で入札する場合に必要な入札保証金は、55,000円(1,000千円×110%×5%)となります。所定の額の入札保証金の納付がない入札は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して7日目として下さい。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

- ① 契約保証金等は、契約書と同時に提出してください。
 - ② 契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付してください。
ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとします。
 - ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出したとき。
 - ・ 入札日の前日から前々年度(令和5年度)までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。
- ※なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出してください。
- (a) 3,000万円以上
 - (b) 3,000万円未満1,000万円以上
 - (c) 1,000万円未満
- ③ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができません。
 - ④ 契約保証金の免除を希望する場合は、落札後速やかに契約保証金免除申請書(第11号様式)及び必要書類を2(1)の部局へ提出してください。

(11) 入札の無効

次の入札は無効とします。なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできません。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 入札者が入札条件に違反したとき。
- ケ 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- コ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- サ 入札書に記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- セ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合
- ソ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(12) 落札者の決定方法

- ア 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とし、最も高い入札者が2人以上あることは、技術点の高い入札者を落札者とし、さらに、技術点の最も高い入札者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。
- イ 技術点は、基礎点30点と加算点170点の合計200点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えません。
- ウ 価格点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与えます。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。
- オ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。

【注意事項】

- ・ 第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、入札及び開札を行う予定ですので、ご出席願います。
- ・ 入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等はできないので3回目までの金額についても委任を受けておいてください。
- ・ 3回目までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので、見積額の準備もお願いします。

(13) 落札者の決定方法

別に定める「落札者決定基準」のとおりとします。

(14) 入札結果等の校表

入札結果については、技術点、価格点、総合評価点すべてを公表します。また、予定価格についても、入札結果とあわせて公表します。

(15) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から5日以内（初日含み県の休日を含まない）に契約締結ができるよう2（1）の部局で手続きを行い、契約書を作成します。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによることとします。

(16) 競争入札の参加資格

令和7年度長崎県オンラインUIターン就職フェア開催等業務委託に関する令和7年6月6日付けの競争入札の参加資格等にした入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有する者であることを認められた者であること。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県産業労働部未来人材課
（電話）095-895-2732

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和7年6月17日（火）までの間（県の休日を除く）
- イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県産業労働部未来人材課
（電話）095-895-2732
なお、申請書は県のホームページから入手できます。